

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道標津郡中標津町東三十二条北一丁目2番地

氏名 株式会社中村運輸興業
代表取締役 竹嶋 哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和4年(2022年)5月31日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)5月9日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油(アスファルト防水に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所1
設置場所 標津郡中標津町共立3番12
面積 500.0m²
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 583.3m³
高さ 2.5m

施設の種類 保管場所2
設置場所 標津郡中標津町共立3番12
面積 100.0m²
種類

・木くず。
保管上限 83.3m³
高さ 2.5m

施設の種類 保管場所3
設置場所 標津郡中標津町共立3番12
面積 120.0m²
種類

・繊維くず。
保管上限 108.3m³
高さ 2.5m



施設の種類 保管場所4
設置場所 標津郡中標津町共立3番12
面積 280.0m²
種類

・廃油（アスファルト防水に限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）。

保管上限 308.3m³
高さ 2.5m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年（2007年） 5月10日更新時変更許可（燃え殻、汚泥、動物系固形不要物、動物の死体の追加。）

平成24年（2012年） 5月17日許可の更新（燃え殻、動植物性残さの削除。）

平成27年（2015年） 2月17日変更許可（産業廃棄物を処分するために処理したものの追加。）

平成29年（2017年） 5月10日許可の更新

令和2年（2020年） 9月10日変更許可（燃え殻、ばいじんの追加。）

令和2年（2020年） 12月23日変更許可（廃油（アスファルト防水）、積替保管の追加。）

令和4年（2022年） 5月31日許可の更新

5. 積替え許可の有無 存・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

令和4年（2022年）5月30日許可証交付
(根室振興局)

